

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月2日（平成28年（行情）諮問第537号）

答申日：平成28年11月21日（平成28年度（行情）答申第541号）

事件名：統合幕僚長指示一覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「統合幕僚長指示」（昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条）の一覧（期間は2015年1～12月末）。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「統合幕僚長指示一覧」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成28年3月7日付け防官文第3851号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、紙媒体があれば、その特定・開示を求める。
- (2) 本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。
- (3) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「統合幕僚長指示」（昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条）の一覧（期間は2015年1～12月末）。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（本件請求文書）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成28年3月7日付け防官文第3851号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 法5条の該当性について

本件対象文書のうち、統合幕僚長指示第7号電、第8号電、第11号、第14号電、第21号、第22号電、第24号、第25号電、第27号電、第29号電、第30号電及び第35号の件名の一部については、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用に係る態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、本件対象文書の紙媒体についても特定するよう求めるが、本件対象文書の紙媒体については必要ないとの判断から保有しておらず、原処分に当たり行った探索及び本件異議申立てを受け確実を期するために行った再度の探索においても、本件対象文書の紙媒体の存在は確認できなかった。
- (2) 異議申立人は、「本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。」として開示実施手数料の見直しを求めるが、上記(1)のとおり紙媒体は保有していない。
- (3) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において不開示とした部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (4) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年9月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月13日 | 審議 |
| ④ 同年11月17日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、統合幕僚長が発出した指示の一覧である。

処分庁は、本件対象文書（電磁的記録）を特定し、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の紙媒体の特定、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であると

していることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

諮問庁は、上記第3の3（1）のとおり、本件対象文書の紙媒体については必要がないとの判断から保有していない旨説明していることから、その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は、担当者のパソコンで作成・保管しており、電磁的記録のまま使用しているためであるとのことであった。また、当審査会において本件対象文書を印字したものを確認したところ、本件対象文書は、表計算ソフトにより作成されたものであって、指示の発簡番号、文書日付、件名等の情報を記入する欄が設けられた、発簡された指示1件につき1行の表形式の文書であり、既に発簡された指示に関する情報が順次記入されているものであることが認められた。

このような本件対象文書の性質に加え、他に紙媒体の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の外に特定すべき文書（紙媒体）を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、自衛隊の運用に関する統合幕僚長の指示の内容についての情報が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用に係る態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曽根玲子